

## 基本目標Ⅴ

## 男女の人権が尊重される社会づくり

- 男女共同参画社会実現のためには、男女一人一人が個人として尊重されるとともに、各人に対する人権侵害を防止し、男女の差別が解消されることが何よりも重要です。
- 固定的な性別役割分担意識や男性中心の社会の慣行・慣習が根深く残り、それがしばしば女性の人権を侵害している状況が見られることから、男女が対等なパートナーとしてお互いの人格を尊重する意識を持つことや性を人間の尊厳にかかわる基本的人権の問題としてとらえていくことが大切です。
- 高度情報社会が進展する中で、メディアは、人々の意識形成に大きな影響を与えており、メディアでの性差別を助長する表現や暴力的な表現などに敏感な視点の普及が必要です。
- 暴力は、人権を直接に侵害するものであり、特に女性に対する暴力が社会問題となっていることから、女性に対する暴力を許さない社会意識の醸成と、暴力の根絶に向けた社会環境づくりが求められています。
- 健康はすべての人の基本的な権利であると同時に最大の願いでもあり、特に、女性には、妊娠、出産にかかわるライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の課題があることから、男女がそれぞれの身体の特性を十分理解し合い、健康づくりを進めることが必要です。
- このようなことから、性別にかかわらず個人が尊重され、すべての人が人間らしく生きることができるよう、人権尊重の意識づくりを図りながら、女性に対するあらゆる暴力の根絶に努めるとともに、生涯にわたる健康づくりを推進するなど、男女の人権が尊重される社会づくりを進めます。

プラン11 人権尊重の意識づくり

プラン12 女性に対するあらゆる暴力の根絶

プラン13 生涯にわたる男女の健康づくりの推進

## プラン11 人権尊重の意識づくり

### 現況と課題

- 男女の人権が尊重され、性別による差別を受けないことが、男女共同参画社会形成の大前提ですが、現実には依然として性差別意識が残っており、特に、固定的な性別役割分担意識や男性中心の考え方により、女性の人権が侵害され、女性の生き方が狭められるなど、女性に不利益な状況をつくりだしています。
- 市民意識調査（平成18年度）では、女性の人権が尊重されていないと感じることとして、「職場におけるセクシュアル・ハラスメント」「痴漢行為」「家庭内での夫から妻への暴力」が男女共に上位を占めています（図11-1）。
- 女性も男性も個人の尊厳が尊重され、性別にかかわらずその個性と能力を発揮できる社会を構築するためには、女性の人権を尊重する意識づくりを進めることが重要です。女性の人権を尊重する環境は、男性のみならず高齢者や子ども、障害者、外国人などの弱い立場の人々の人権が尊重される社会環境にもつながるものです。
- 近年の高度情報化の進展は目覚しく、家庭でも情報機器の普及が進んでおり（図11-2・図11-3）、映像や活字媒体などのメディアやインターネットなどによってもたらされる情報が社会に与える影響はさらに拡大するものと予想される中で、性別による固定的観念に偏った表現、性の商品化や過激な性・暴力表現、わいせつ情報の氾濫など様々な問題が増えています。
- もとより表現の自由は尊重されるべきですが、メディアの使命として、社会的性別（ジェンダー）に敏感な視点を持ち、性の商品化や暴力表現について慎重を期すことや性別による固定的観念に偏った表現を排除していくよう、メディアの主体的な取組みを働きかける必要があります。
- メディア情報を受け入れる側も、社会的性別（ジェンダー）の視点から主体的に正しいものを読み取る能力（メディア・リテラシー）を持つことがこれからの情報化時代には必要となっており、そのような中から、男女の人権に対する配慮を欠いた表現や性の商品化の防止に社会全体で取り組んでいくことが必要です。
- 特に、成長過程にある青少年がメディアからの一方的な情報にとらわれず、健やかに成長できる環境づくりを進める必要があります。
- 男女が固定的な性別役割分担意識を払拭し、お互いの性と人格を尊重し合い、共に人間らしく生きることができる社会をめざして、市民の人権尊重の意識づくりを進めていく必要があります。

関連資料

図11-1 女性の人権が尊重されていないと感じるのはどのようなことか  
(市民生活意識調査：平成18年度，複数回答)

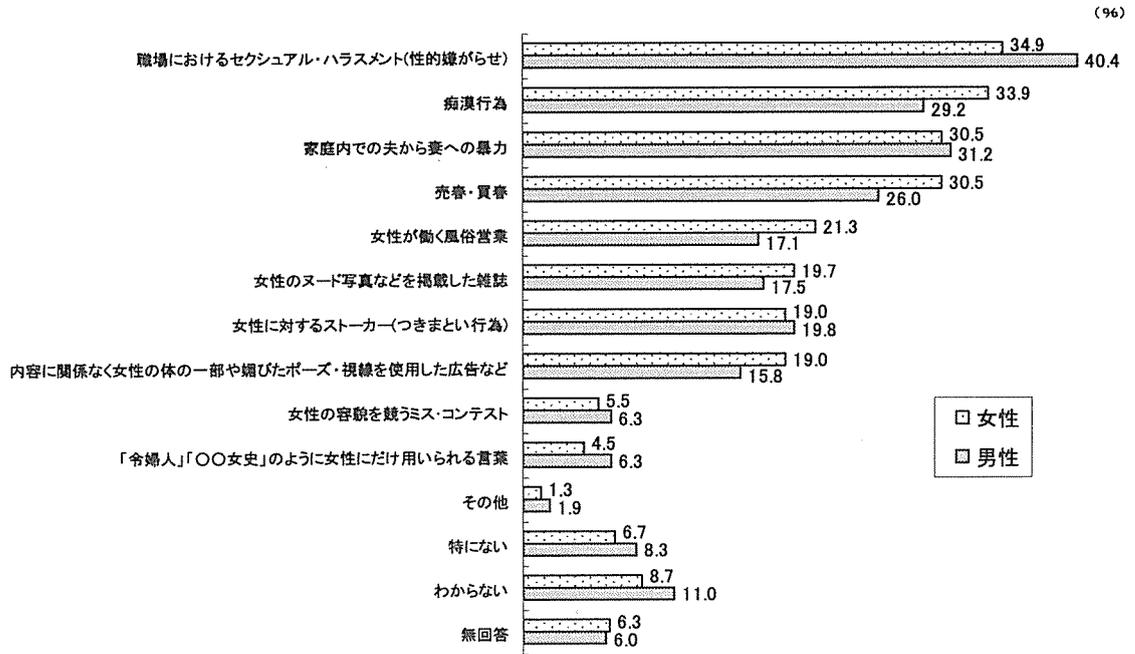


図11-2 性・年齢別にみたインターネット利用率  
(総務省「通信利用動向調査」(平成16年)より作成)

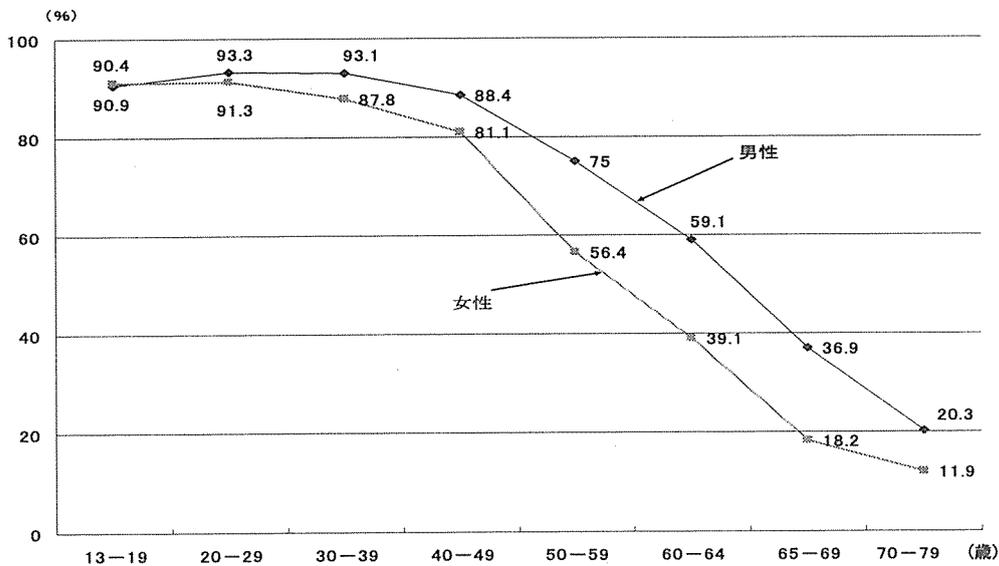
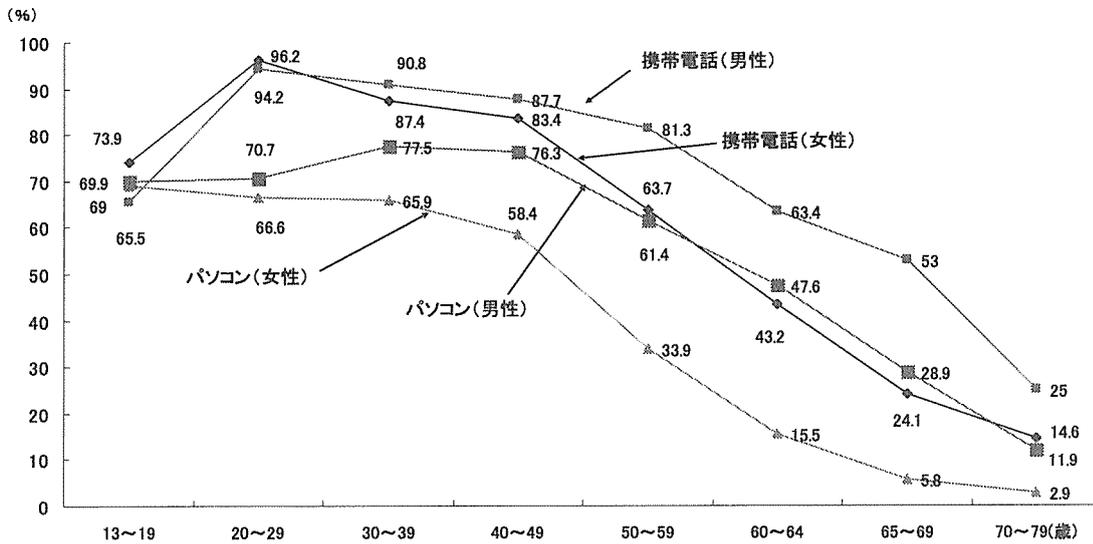


図11-3 性・年齢別にみた情報関連機器の利用率

(総務省「通信利用動向調査」(平成16年)より作成)



重点的取組み

重点目標	男女共同参画を推進するための啓発活動の充実に取り組みます	担当課								
重点推進 施策・事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権週間, 男女共同参画週間における啓発</li> <li>・セミナー等による男女の人権に関する啓発</li> <li>・市の刊行物等における女性の人権を侵害する表現に関する実態把握</li> <li>・メディア等に対する性差別, 性の商品化や暴力表現等の是正に向けた自主的取組みの要請と啓発</li> <li>・性の商品化などに対するメディア・リテラシーの向上のための広報・啓発</li> <li>・人権尊重の視点から, 学校・家庭・地域社会が連携した性に関する有害環境浄化活動の推進</li> </ul>	男女共同・市民参画室 /人権啓発課/人権教育課 広聴広報課/男女共同・市民参画室/人権啓発課/こども未来課/学校教育課/社会教育課/人権教育課 広聴広報課/男女共同・市民参画室/人権啓発課/商工労政課/関係課 地域振興課/少年育成センター								
評価指標 および 目標	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価指標</th> <th>計画期間中の目標 ( ) は現状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人権啓発のためのセミナー等の参加者数</td> <td>10%増 (1, 266人)</td> </tr> <tr> <td>男女共同参画週間における啓発事業の参加者数</td> <td>10%増 (2, 468人)</td> </tr> <tr> <td>市の刊行物等における女性の人権を侵害する表現に関する実態把握</td> <td>改善</td> </tr> </tbody> </table>	評価指標	計画期間中の目標 ( ) は現状	人権啓発のためのセミナー等の参加者数	10%増 (1, 266人)	男女共同参画週間における啓発事業の参加者数	10%増 (2, 468人)	市の刊行物等における女性の人権を侵害する表現に関する実態把握	改善	
評価指標	計画期間中の目標 ( ) は現状									
人権啓発のためのセミナー等の参加者数	10%増 (1, 266人)									
男女共同参画週間における啓発事業の参加者数	10%増 (2, 468人)									
市の刊行物等における女性の人権を侵害する表現に関する実態把握	改善									

## 施策の基本的方向および具体的施策・事業

### 1 男女の人権尊重の啓発活動の推進

人権週間や男女共同参画週間、各種セミナーなど多様な機会を通じ、また、活字、映像、インターネットといった多様な通信媒体を通じて、男女の人権尊重の啓発に努めます。

- ◎人権週間、男女共同参画週間における啓発
- ◎セミナー等による男女の人権に関する啓発
  - ・女性の人権尊重についての広報・啓発資料の作成・配布
  - ・人権尊重の視点からの性教育の推進
  - ・人権相談の実施
  - ・こどもの人権の啓発

### 2 メディアにおける人権を尊重した表現の促進

メディアにおける女性の人権を侵害する表現や性的側面のみを強調する表現、固定的な性別役割分担意識を助長する表現などの実態把握を行いながら、メディアが自主的に女性の人権を尊重した表現に取り組むよう啓発に努めます。

- ◎市の刊行物等における女性の人権を侵害する表現に関する実態把握
- ◎メディア等に対する性差別、性の商品化や暴力表現等の是正に向けた自主的取り組みの要請と啓発（1－1に再掲）
  - ・メディアの検証に取り組むグループの活動支援
- ◎性の商品化などに対するメディア・リテラシーについての普及・啓発
  - ・メディア・リテラシーに関するセミナーの開催（子どものメディアリテラシーを含む）
  - ・男女共同参画の視点に立った広報の推進（1－6に再掲）

### 3 健全な環境の整備

性・暴力表現を扱ったメディアについては、青少年の健全育成のために、出版物、販売等の関係業界の自主的な規制をする取り組みの徹底、有害環境の浄化など、青少年などを取り巻く健全な環境の整備を図ります。

- ・女性に対する暴力を誘引する有害環境浄化対策の推進
- ◎人権尊重の視点から、学校・家庭・地域社会が連携した性に関する有害環境浄化活動の推進
  - ・有害図書の回収

## プラン12 女性に対するあらゆる暴力の根絶

### 現況と課題

- 最近、ドメスティック・バイオレンス（夫・パートナーからの暴力）やセクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）、パワー・ハラスメント（組織の規範や慣習、また職権というパワーを使って行う強制や嫌がらせ）、性犯罪、売買春、ストーカー（つきまとい行為）など、人権を侵害する暴力、特に女性に対する暴力が社会問題として浮上しています。
- 固定的な性別役割分担意識や男性中心の社会の慣行・慣習が根強く残り、女性の人権に十分な配慮がなされていない社会は、女性に対する暴力を生み出しやすい構造となっている一方で、被害を受けた女性はその被害を公的機関に相談したり、届けたりすることについて抵抗感を持つことが多いため、潜在化する傾向にあり、実態がわかりにくい状況にあります。このようなことから、数値目標を1.5倍に置いています。将来的には相談件数が減少することが望まれます。
- ドメスティック・バイオレンスなどの女性に対する暴力は、被害が表面に出にくいことから、その深刻さが社会的に十分理解されていませんが、決して当事者だけの問題、一部の特殊な問題ではなく、男女共同参画に関する根本的な問題が集約された構造的な問題としてとらえる必要があります（図12-1・図12-2）。
- また、売買春は性を商品化し金銭などにより売買するものであって、人間の尊厳を傷つけ人権を軽視するものであり、決して許されるものではありません。その対象のほとんどが女性となっており、搾取を伴う売春の被害者の保護および自立支援について、その対応が求められています。
- こうした中、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（ドメスティック・バイオレンス防止法）」「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（出会い系サイト規制法）」など、暴力防止などに関する法整備が進み、法の趣旨に基づいた的確な対応が求められます。
- 市民生活意識調査（平成18年度）では、女性に対する暴力をなくすためには、「女性が被害届などを出しやすいようにする」「犯罪の取り締まりを強化する」「過激なビデオ等の販売や貸し出しを制限する」「被害者のための相談所や保護施設を整備する」という回答が上位を占めているほか、学校や家庭における教育の充実などが求められています（図12-3）。
- セクシュアル・ハラスメントについて、平成18年度事業所実態調査によると、セクシュアル・ハラスメントが「従業員にほぼ理解されている」（47.7%）「従業員にある程度は理解されている」（31.3%）としている事業所や「問題になったことも、うわさを聞いたこともない」（84.1%）と答えた事業所が大部分ですが、セクシュアル・ハラスメント防止に向けた取組みについては、約半数の事業所が「特に行っていない」（44.2%）としています（図12-4）。

- セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントは、解雇・昇進差別など直接的な不利益や、女性の就業意欲の低下や能力発揮の妨げになることから、人権問題であるという認識を深め、防止対策に取り組むよう事業所などに働きかける必要があります。
- こうした状況を踏まえ、女性の人権が尊重され、安心して自由に生きていける社会にするために、女性に対する暴力を許さない社会意識の醸成を図るとともに、社会的認識の徹底等女性に対する暴力を根絶するための基盤整備を行い、役割の異なる機関等が有機的に連携し、専門の相談窓口の充実、被害女性の心のケアや自立支援、さらに再発防止策など暴力の形態に応じた幅広い取組みを総合的に進めていく必要があります。

## 関連資料

図12-1 配偶者からの被害経験

「身体的暴行」「心理的攻撃」「性的強要」のいずれか1つでも受けたことがある

(内閣府「男女間における暴力に関する調査」平成17年より作成)

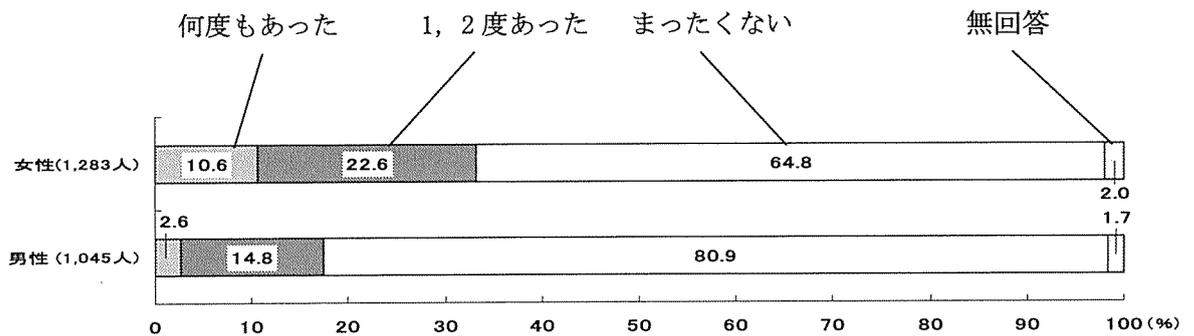
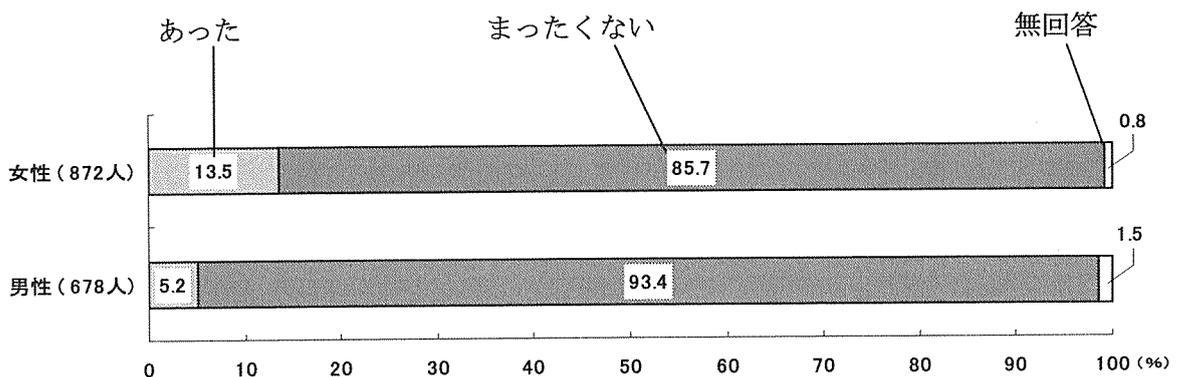


図12-2 交際相手からの被害経験

10歳代、20歳代で「身体的暴行」「心理的攻撃」「性的強要」のいずれか1つでも受けたことがある

(内閣府「男女間における暴力に関する調査」平成17年より作成)



- 1 身体的暴行：殴ったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなど身体に対する暴行を受けた。
- 2 心理的攻撃：人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的嫌がらせを受けた、あるいは、あなた若しくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた。
- 3 性的強要：嫌がっているのに性的な行為を強要された。

図12-3 女性に対する暴力をなくすためにはどのようにしたらよいか

(市民生活意識調査：平成18年度，複数回答)

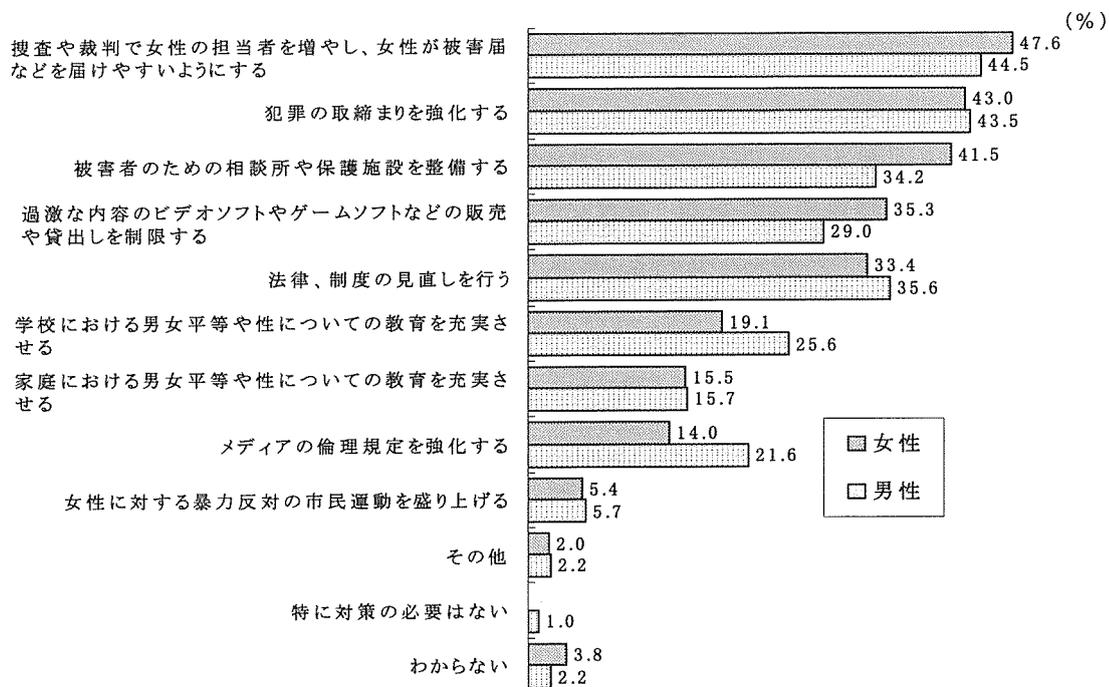
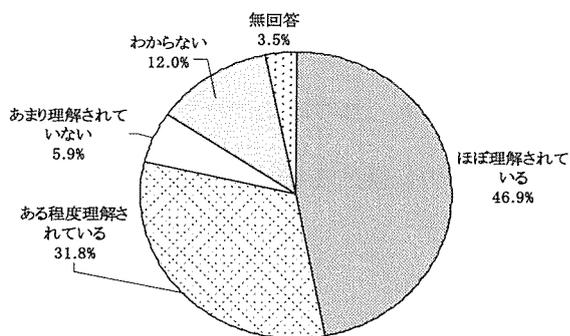


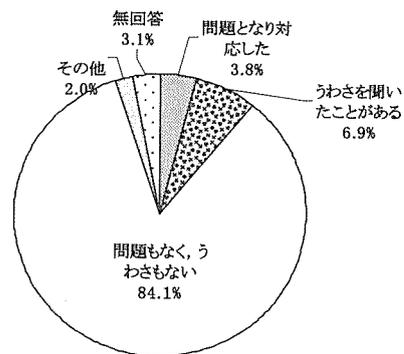
図12-4 セクシュアル・ハラスメントについての従業員の理解度，問題発生状況および防止の取組みについて

(事業所実態調査：平成18年度)

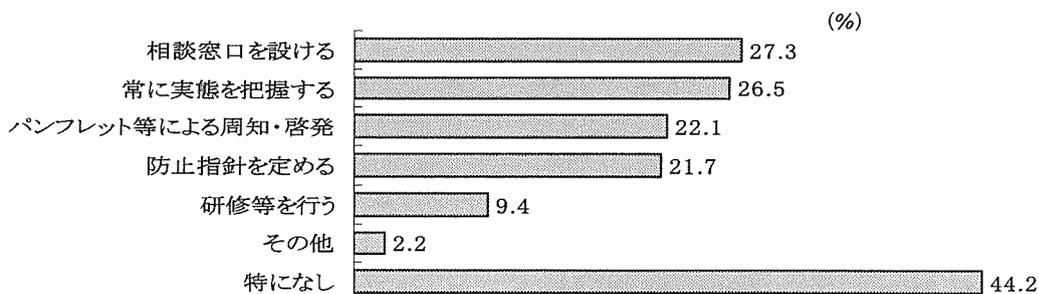
<従業員の理解度>



<問題発生状況>



<防止に向けた取組み状況> (複数回答)



重点的取組み

重点目標	ドメスティック・バイオレンス，セクシュアル・ハラスメント等についての認識度を向上させます	担当課														
重点推進 施策・事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性に対する暴力の根絶に向けた広報・啓発の推進</li> <li>・ドメスティック・バイオレンス防止法，ストーカー規制法，出会い系サイト規制法の周知</li> <li>・相談体制の充実と関係機関等との連携の強化</li> <li>・公的緊急避難場所や民間シェルター（緊急避難的なもの，長期的なもの）の確保・運営の促進</li> <li>・ドメスティック・バイオレンス等の実態把握</li> <li>・セクシュアル・ハラスメント等防止対策の事例集など，事業所向けの周知・啓発資料の作成・配布</li> </ul>	<p>広聴広報課／男女共同・市民参画室／こども未来課／学校教育課</p> <p>男女共同・市民参画室／こども未来課／学校教育課／少年育成センター</p> <p>男女共同・市民参画室／保護課／こども未来課</p> <p>男女共同・市民参画室／こども未来課</p> <p>人事課／男女共同・市民参画室／商工労政課</p>														
評価指標 および 目 標	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">評価指標</th> <th style="width: 50%;">計画期間中の目標（ ）は現状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ドメスティック・バイオレンス等に関する相談件数</td> <td>1.5倍以上（162件）</td> </tr> <tr> <td>民間シェルター</td> <td>1か所（0か所）（↓）</td> </tr> <tr> <td>セクシュアル・ハラスメント等防止の取組みを行う事業所の割合</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">相談窓口設置</td> <td>50.0%（27.3%）</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">防止の取組みの指針を定める</td> <td>50.0%（21.7%）</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">研修等実施</td> <td>15.0%（9.4%）</td> </tr> </tbody> </table>		評価指標	計画期間中の目標（ ）は現状	ドメスティック・バイオレンス等に関する相談件数	1.5倍以上（162件）	民間シェルター	1か所（0か所）（↓）	セクシュアル・ハラスメント等防止の取組みを行う事業所の割合		相談窓口設置	50.0%（27.3%）	防止の取組みの指針を定める	50.0%（21.7%）	研修等実施	15.0%（9.4%）
評価指標	計画期間中の目標（ ）は現状															
ドメスティック・バイオレンス等に関する相談件数	1.5倍以上（162件）															
民間シェルター	1か所（0か所）（↓）															
セクシュアル・ハラスメント等防止の取組みを行う事業所の割合																
相談窓口設置	50.0%（27.3%）															
防止の取組みの指針を定める	50.0%（21.7%）															
研修等実施	15.0%（9.4%）															

## 施策の基本的方向および具体的施策・事業

### 1 女性に対する暴力をなくすための環境づくり

あらゆる暴力の根絶に向けての意識啓発を図るとともに、暴力の発生を防ぐ環境づくりに努めます。

- ◎女性に対する暴力の根絶に向けた広報・啓発の推進
  - ・夫・パートナーからの暴力についての意識啓発
  - ・暴力防止などの講演会等の開催
  - ・男性に対する学習機会の提供
  - ・関係機関との連携による女性に対する暴力をなくす運動の展開
- ◎ドメスティック・バイオレンス防止法、ストーカー規制法、出会い系サイト規制法の周知
  - ・生命尊重、人への思いやり、暴力防止などの心の教育の充実
  - ・防犯灯、街路灯の整備

### 2 ドメスティック・バイオレンス等の対策の推進

ドメスティック・バイオレンス等の暴力被害に対する相談の充実を図り、問題解決に努めるとともに、必要に応じて保護等の支援を行うほか、再発等防止の啓発に努めます。

- ◎相談体制の充実と関係機関等との連携強化
  - ・相談員の研修等の実施
  - ・関係機関との連携による女性や母子の緊急一時保護
- ◎公的緊急避難場所や民間シェルター（緊急避難的なもの、長期的なもの）の確保・運営の促進
- ◎ドメスティック・バイオレンス等の実態把握
  - ・ドメスティック・バイオレンス防止啓発資料の作成・配布
  - ・関係機関との連携による被害者支援対策の充実
  - ・被害者に対する生活保護等の援助体制の充実

### 3 セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の推進

セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントについての認識を高めるとともに、事業所等に対して、防止の取組みを働きかけます。

- ・セクシュアル・ハラスメント等防止のための広報・啓発の推進
- ・事業所に対する男女雇用機会均等法等の周知・啓発資料の作成・配布（8-1に再掲）
- ◎セクシュアル・ハラスメント等防止対策の事例集など、事業所向けの周知・啓発資料の作成・配布（8-3に再掲）
  - ・関係機関の連携による事業所や公的機関、管理者等を対象としたセミナー等の開催（8-3に再掲）
  - ・事業所や公的機関等に対する出前セミナーの実施（8-3に再掲）
  - ・市職員のセクシュアル・ハラスメント等に関する研修の実施、職員向けの資料作成・配布（8-5に再掲）

- ・市職員のセクシュアル・ハラスメント等相談窓口の設置（８－５に再掲）

#### 4 売買春の防止対策の推進

売買春を未然に防止するため、経済的、精神的に不安定な状態の女性からの相談に応じ、女性の適切な保護に努めます。

- ・相談体制の充実
- ・関係機関等との連携強化
- ・売買春の防止対策のための広報・啓発の推進



## プラン13 生涯にわたる男女の健康づくりの推進

### 現況と課題

- 人生80年時代の今日、男女が元気でいきいきとして社会参画していくためには、日頃からの心身の健康づくりが基本となり、ライフスタイルに応じて、あらゆる場で健康の保持・増進を実践していくことが重要となります。
- 女性も男性も、各人がお互いの身体的特質を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提と言えます。
- 健康づくりは、子どもの時から命の大切さを認識し、自己健康管理意識を高めることが重要であり、健康に関する学習機会の充実や情報の提供の充実が求められます。特に、女性は、妊娠・出産・更年期などにより、男性とは異なる健康問題に直面する可能性があることから、生涯にわたる自分自身の健康について正しい情報・知識を得て、主体的に行動し、健康を享受できるようにしていく必要があります（図13-1）。
- 平成6（1994）年にカイロで開催された「国際人口・開発会議」においても、性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）に関し、すべての人々が身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることが求められており、このことについては、平成7（1995）年に北京で開催された第4回世界女性会議で採択された行動綱領においても、女性の人権として確認されたところです。
- 国連特別総会「女性2000年会議」においては、「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」を、我が国を含め採択し、その中で、男女の力関係が平等でないことや女性の健康を守るニーズに関する男女間のコミュニケーションや理解が欠如していることが障害となって、女性の健康がおびやかされていると指摘しています。
- 特に、妊娠・出産期における母子の健康を維持するための母子保健事業の一層の充実を図るとともに、子育て期の女性の精神的な支援に取り組むことが必要です。
- 今日、メディアを通じて、性に関する情報が氾濫する傾向にあり、男女の性に関する正しい理解を深めるとともに、HIV/エイズや性感染症は、健康に深刻な影響を及ぼすため、その予防から治療までの総合的な対策が必要です（図13-2）。
- また、薬物乱用は、本人の身体や精神をむしばむだけでなく、家庭崩壊や犯罪の原因となるなど社会の基盤を揺るがしかねない行為であり、その対策の強化が求められています。
- さらに、喫煙や過度の飲酒も健康を損なうこととなりやすく、特に女性は生殖機能や胎児に悪影響があることから、受動喫煙防止対策を徹底するとともに、健康被害に関する正確な情報の提供を行う必要があります（図13-3）。

関連資料

表13-1 「子どもを産むか産まないかは最終的には女性自身の考えや判断を優先すべきである」という考え方についてどう思うか

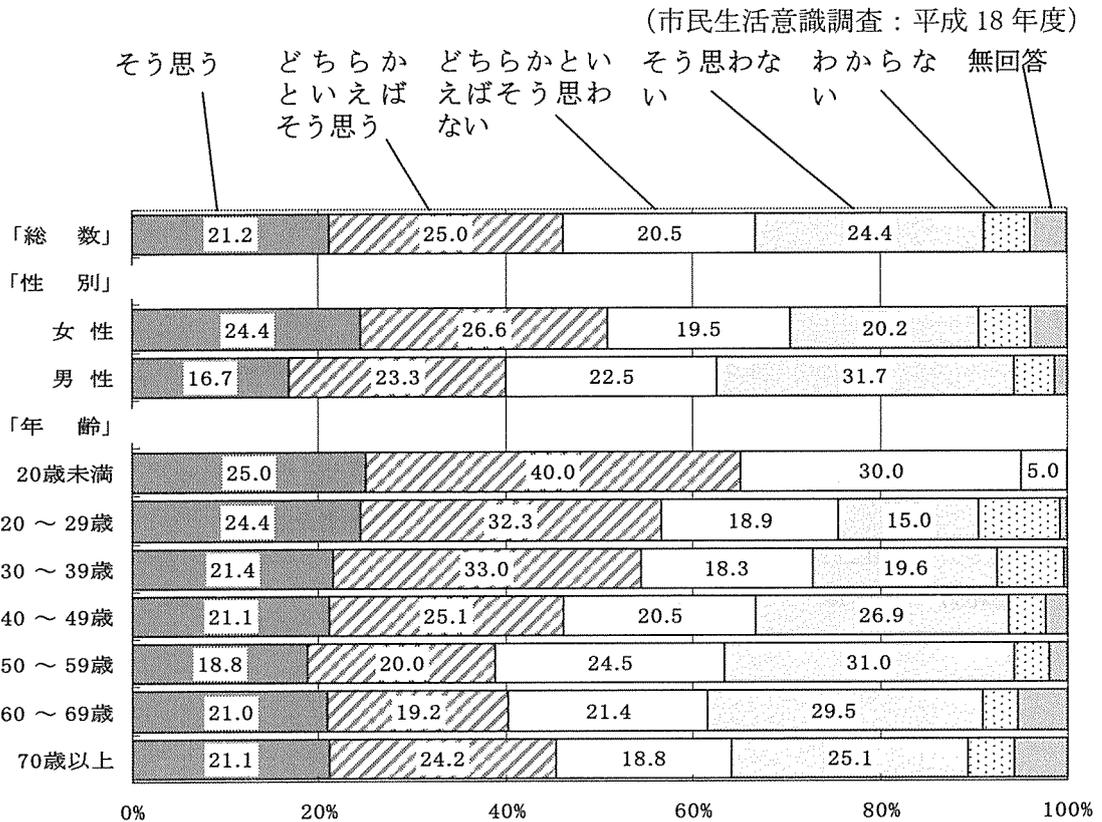


図13-2 HIV感染者の性別、年代別年次推移

(厚生労働省「各年の新規HIV感染者報告数」)

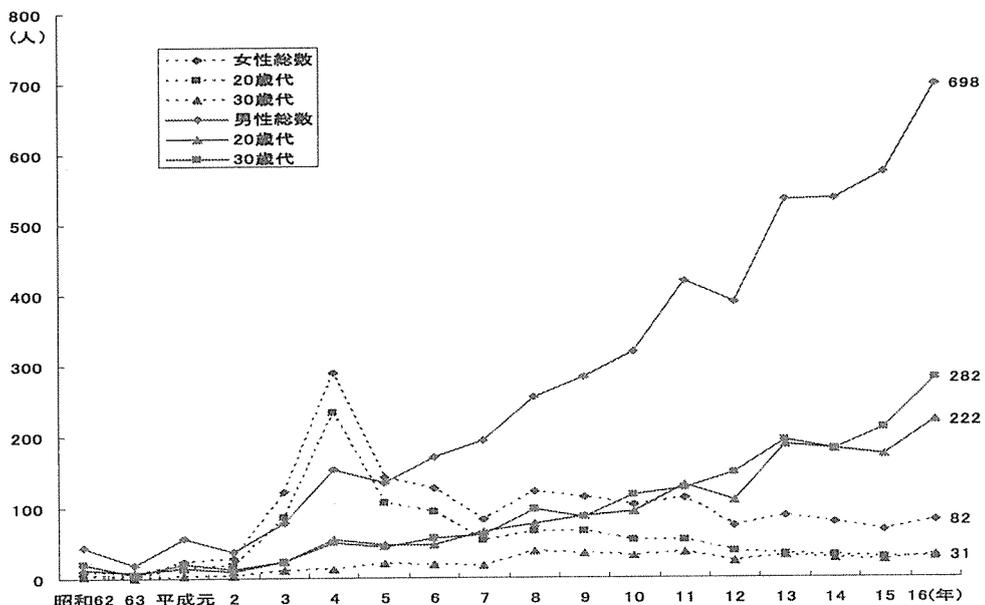
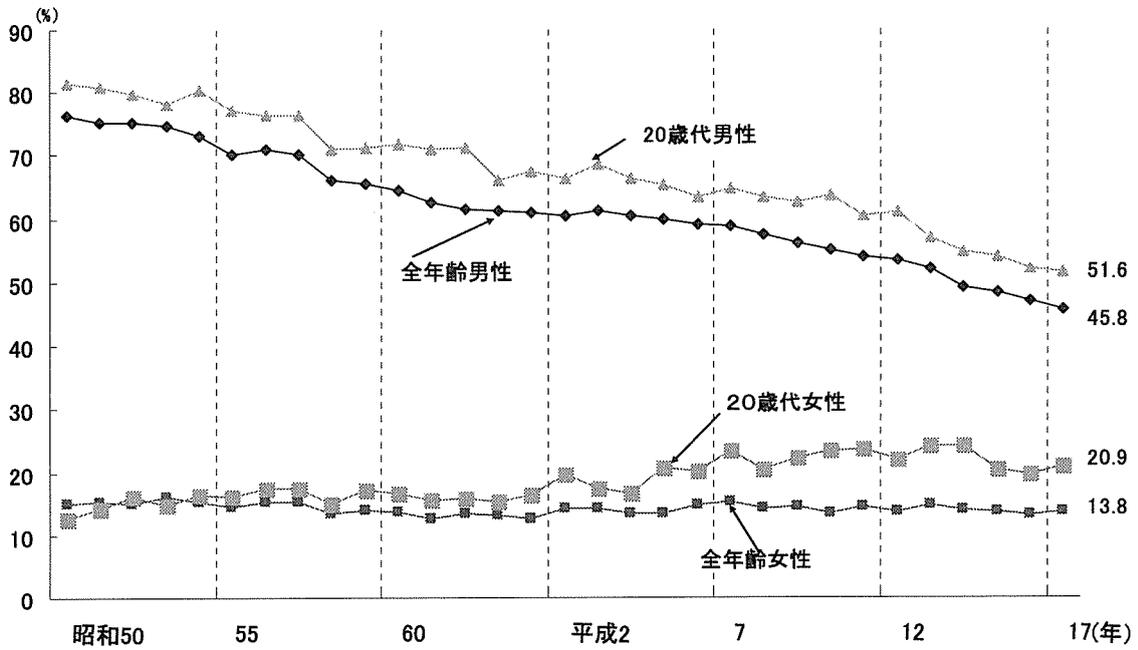


図13-3 性別喫煙率の推移

(日本たばこ産業資料より作成)



重点的取組み

重点目標	ライフサイクルを通じた女性の健康管理に対する意識を高めます	担当課																																	
重点推進 施策・事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康診査の受診についての啓発</li> <li>・妊娠や出産についての男性に対する知識習得, 体験の場の提供</li> <li>・子宮がん, 乳がんなど女性に特有の症状や病気についての知識の普及や健康診査の充実</li> <li>・不妊治療に対する助成・相談</li> <li>・不妊看護認定看護師による不妊の悩みや出産への不安を抱えるカップルへの相談等の充実</li> <li>・エイズなど性感染症に関する相談事業や啓発活動による正しい知識の普及</li> <li>・健康に関する知識を普及啓発するための喫煙・飲酒対策を含む健康教育の実施</li> <li>・薬物乱用, 喫煙, 飲酒, 摂食障害に関する情報提供や予防の推進および自助グループの活動に対する支援</li> </ul>	<p>保健センター 男女共同・市民参画室 ／保健センター／生涯学習センター 保健センター／市民病院 保健センター 市民病院</p> <p>男女共同・市民参画室 ／保健対策課／保健センター／学校教育課</p> <p>男女共同・市民参画室 ／保健対策課／保健センター</p>																																	
評価指標 および 目標	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">評価指標</th> <th style="text-align: center;">計画期間中の目標</th> <th style="text-align: center;">( )は現状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本健康診査の受診率</td> <td>増加</td> <td>(47.0%)</td> </tr> <tr> <td>母子の健康診査の受診率</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  妊婦歯科健康診査</td> <td>35%</td> <td>(32.1%)</td> </tr> <tr> <td>  1歳6か月児健康診査</td> <td>95%</td> <td>(89.2%)</td> </tr> <tr> <td>  3歳児健康診査</td> <td>85%</td> <td>(81.1%)</td> </tr> <tr> <td>子宮がん検診の受診率</td> <td>増加</td> <td>(14.2%)</td> </tr> <tr> <td>乳がん検診の受診率</td> <td>増加</td> <td>(15.6%)</td> </tr> <tr> <td>女性専門外来の受診者数</td> <td>漸増</td> <td>(25人)</td> </tr> <tr> <td>不妊治療費助成件数</td> <td>1.2倍以上</td> <td>(105件)</td> </tr> <tr> <td>不妊患者の相談件数</td> <td>15%増</td> <td>(1か月 30件)</td> </tr> </tbody> </table>		評価指標	計画期間中の目標	( )は現状	基本健康診査の受診率	増加	(47.0%)	母子の健康診査の受診率			妊婦歯科健康診査	35%	(32.1%)	1歳6か月児健康診査	95%	(89.2%)	3歳児健康診査	85%	(81.1%)	子宮がん検診の受診率	増加	(14.2%)	乳がん検診の受診率	増加	(15.6%)	女性専門外来の受診者数	漸増	(25人)	不妊治療費助成件数	1.2倍以上	(105件)	不妊患者の相談件数	15%増	(1か月 30件)
評価指標	計画期間中の目標	( )は現状																																	
基本健康診査の受診率	増加	(47.0%)																																	
母子の健康診査の受診率																																			
妊婦歯科健康診査	35%	(32.1%)																																	
1歳6か月児健康診査	95%	(89.2%)																																	
3歳児健康診査	85%	(81.1%)																																	
子宮がん検診の受診率	増加	(14.2%)																																	
乳がん検診の受診率	増加	(15.6%)																																	
女性専門外来の受診者数	漸増	(25人)																																	
不妊治療費助成件数	1.2倍以上	(105件)																																	
不妊患者の相談件数	15%増	(1か月 30件)																																	

## 施策の基本的方向および具体的施策・事業

### 1 生涯を通じた男女の健康づくりの気運を高める啓発

自らの健康は自らで保持増進できるよう，ライフステージに対応した健康づくりについての啓発を行います。

- ・性と生殖に関する健康・権利の啓発・情報提供
- ・思春期や更年期等における相談の充実
- ・健康管理のための情報提供の充実
- ◎健康診査の受診についての啓発
  - ・健康相談・健康教育の充実
  - ・健康スポーツ，レクリエーション等の普及啓発
  - ・栄養，運動，休養等による生活習慣病予防の普及啓発
  - ・高齢者等に対する食生活改善の指導・支援
  - ・食生活に関する情報提供等食育の推進

### 2 妊娠・出産等に関する健康管理への支援

女性の妊娠・出産等に関する健康問題についての認識を高め，保護の理念の浸透を図るとともに，母子の健康の確保と生涯を通じた女性の健康の保持・増進を図ります。また，不妊に悩む男女が多いことから，その対策の推進に努めます。

- ・妊娠・出産等に関する正しい認識の啓発
- ◎妊娠や出産についての男性に対する知識習得，体験の場の提供
  - ・妊娠・出産期における女性の健康支援
  - ・マタニティバッジの配布・啓発
  - ・思春期や更年期等における健康支援
- ◎子宮がん，乳がんなど女性に特有の症状や病気についての知識の普及や健康診査の充実
  - ・「母性健康管理指導事項連絡カード」などの制度の普及啓発（8－4に再掲）
  - ・健康問題，妊娠・出産に関する相談の充実
- ◎不妊治療に対する助成・相談
- ◎不妊看護認定看護師による不妊の悩みや出産への不安を抱えるカップルへの相談等の充実
  - ・家庭訪問等による相談の充実

**3 健康をおびやかす問題についての対策の推進**

性感染症や薬物乱用など、健康をおびやかす問題についての正しい知識の普及や予防の啓発に努めます。

- ・エイズなど性感染症に対する検査の実施
- ◎エイズなど性感染症に関する相談事業や啓発活動による正しい知識の普及
- ・感染症発生情報の提供や予防に関する正しい知識の普及
- ◎健康に関する知識を普及啓発するための喫煙・飲酒対策を含む健康教育の実施
- ◎薬物乱用，喫煙，飲酒，摂食障害に関する情報提供や予防の推進および自助グループの活動に対する支援
- ・思春期の男女を中心に，性感染症や避妊など性に関する学習機会の充実
- ・職場や公共の場における受動喫煙防止対策の普及促進
- ・学校における適切な性教育の推進
- ・学校における喫煙防止教育の推進



● 職場や公共の場における受動喫煙防止対策普及促進事業

